

ヒューマンネットながの上田ステーション

介護保険法に規定する訪問介護事業重要事項説明書

1 当事業所の概要

(1) 提供できる居宅サービスの種類と地域

事業所名	ヒューマンネットながの上田ステーション
所在地	長野県上田市材木町 1-9-15 小幡ビル 2F
電話番号	0268-29-0677
FAX番号	0268-29-0688
介護保険事業所番号	2070302308（令和3年11月1日指定）
当事業所内のその他のサービス	
通常サービスを提供する地域※	上田市・東御市・小県郡長和町・小県郡青木村・埴科郡坂城町

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当事業所の職員体制

職 名	資 格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管 理 者		1 名		1 名	介護従業者及び業務の管理
サービス提供責任者	介護福祉士	2 名以上		2 名以上	利用申込調整・介護従事者への技術指導 入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助
介護従事者	介護福祉士等	1 名	9 名以上	10 名以上	入浴・排せつ・食事等の生活全般にわたる援助

(3) サービスの提供時間

通常時間帯 8:00～18:00	早 朝 6:00～8:00	夜 間 18:00～22:00	深 夜 22:00～6:00
○	○	○	○

※ サービス提供時間帯で料金が異なります。

※ 休業日はありません。

2 当事業所の訪問介護の特徴等

- (1) 運営方針 利用者の要介護状態の軽減・悪化の防止または要介護状態となることを予防するための計画的な事業の目標設定を行い遂行する。普段のサービス改善・説明責

任の遂行・完璧なサービスの提供を目標とし、的確な状況把握のもとでの相談・助言も行う。

3 サービスの内容

(1) 身体介護

- ・食事介護・・・食事動作の介助
- ・入浴介護・・・入浴の介助や清拭や洗髪など。
- ・排せつ介護・・・排せつの介助やおむつ交換など。
- ・衣服の着脱の介護・・・衣服の着脱の介助

(2) 生活援助

- ・買い物・・・日常生活に必要となる物品の買い物。
- ・調理・・・利用者の食事の用意。
- ・洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯。
- ・掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓。

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として、**基本料金の1割**です。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分に係るサービス利用は全額自己負担となります。

※基本料金に対してサービスの提供開始時間が早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯のときは25%増し、深夜（午後10時～午前6時）帯は50%増しとなります。

※上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様のケアプランに定められた時間を基準とします。

※やむを得ない場合で、かつ、お客様の同意を得て2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

1. 上記1の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関又はタクシーを利用した場合は、その実費を利用者から徴収させていただきます。なお、事業者の自動車を利用した場合の交通費は、次の額を徴収させていただきます。

- ① 事業所から片道2キロメートル未満 200円
- ② 事業所から片道2キロメートル超過1キロメートル増す毎 100円

(3) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用はお客様のご負担となります。

②料金の支払方法

毎月、20日までに前月分の請求をいたしますので、30日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。ご利用ごとに、毎回お支払いいただくことも可能です。

お支払い方法は、口座引落しを原則としますが現金集金も可能です。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話又はご来所によりお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①お客様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の3日前までにお申し出ください。

②人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1か月前までに文書で通知します。

③自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、要支援又は自立と認定された場合（※この場合、条件を変更して再度契約することができません。）
- ・お客様が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・お客様が、サービス利用料金の支払を3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます。

6 損害賠償の範囲と補償

事業所は、サービスの実施に伴って、事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合に備えて、賠償責任保険に加入します。保険金額の上限は下記のとおりです。

- ・損害額上限 200,000 千円

7 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、下記の対策を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者及び担当者を選定しています。
- ②成年後見制度の利用を支援します。
- ③苦情解決体制を整備しています。
- ④従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ⑤虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

8 サービス内容に関する要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいなことでも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

①当事業所のお客様相談・苦情窓口

担 当 者 内堀 都竹

電 話 (0268) 29-0677 F A X (0268) 29-0688

受 付 日 月曜から金曜（12月29日から1月3日を除く）

受付時間 午前9時～午後6時

②その他

当事業所以外に、お住まいの市町村及び長野県国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口（電話 026 - 238 - 1580）等に苦情を伝えることができます。

各市町村の連絡先は次のとおりです。

- | | | |
|------|----------|--------------|
| ・上田市 | 高齢者介護課 | 0268-23-6246 |
| ・東御市 | 福祉課高齢者係 | 0268-75-5090 |
| ・長和町 | 町民福祉課保険係 | 0268-75-2046 |
| ・青木村 | 住民福祉課 | 0268-49-0111 |
| ・坂城町 | 福祉健康課保険係 | 0268-75-6205 |

9 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、お客様の主治医、救急隊、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治医	連絡先	電話番号		
ご家族	氏 名			
	連絡先		電話番号	

10 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無し
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	

11 当法人の概要

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 法人名 | 特定非営利活動法人ヒューマンネットながの |
| (2) 法人の所在地 | 長野市鶴賀七瀬中町 2 1 1 - 1 5 |
| (3) 電話 | 026-268-0622 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 挟間 孝 |

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

(事業者)

所在地	長野市鶴賀七瀬中町 211-15 ゆたかフレンズ 2F
名称	特定非営利活動法人 ヒューマンネットながの
代表者	挟間 孝 

(事業所)

所在地	上田市材木町 1-9-15 小幡ビル 2F
管理者	荒川 哲哉
説明者（サービス提供責任者名）	

私は、本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

(契約者)

住 所	
氏 名	

(代理人)

住 所	
氏 名	